

ICT活用工事（舗装工）試行要領の制定について

令和3年3月31日
県土整備部技術企画課

県土整備部では、建設工事におけるICT活用工事について、建設現場における生産性向上に向け、平成29年7月から「土工」について試行を行い、令和2年4月より「ICT活用工事（土工）実施要領」を制定し、本格運用を行っています。

今回、取組をより一層推進するため、下記のとおり「ICT活用工事（舗装工）試行要領」を制定します。

記

1 制定するICT活用工事試行要領

① ICT活用工事（舗装工）試行要領

2 対象工事

舗装面積1,000㎡以上の舗装工を含む舗装工事、土木一式工事のうち、現場条件等から施工性を勘案し、発注者が選定する工事

3 適用工事

令和3年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事

※詳細は「ICT活用工事（舗装工）試行要領（令和3年3月31日制定）」を御覧ください。

宮崎県ホームページから入手できます。

(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/shakaikiban/kokyojigyo/ict-dokou.html>)

問合せ先

宮崎県県土整備部 技術企画課 技術調整担当

電話 0985-26-7178